

市県民税、所得税の申告は

問 税務課
☎内線1056～1059

申告が必要な方

- ① 事業所得(営業、農業所得など)や不動産所得、雑所得、譲渡所得などがある方
- ② 給与所得者で、「給与支払報告書」が勤務先から市へ提出されていない方、年の途中で退職し、その後就職しなかった方、年末調整を受けなかった方
- ③ 給与所得者で給与の他に所得のあった方、または2カ所以上から給与を受けた方
- ④ 年金受給者で源泉徴収税額のある方、2カ所以上から年金を受給している方、また、各種の所得控除を受ける方
- ⑤ 雑損控除、医療費控除、住宅借入金等特別控除などを受ける方
- ⑥ どなたの扶養にも入っていない方

※国民健康保険税や介護保険料の算定、各種証明書の交付の關係上、必ず申告してください。

申告に必要な主な物

- ① 源泉徴収票原本(給与・年金など)、印鑑、所得税還付の場合の口座番号(申告者名義)
- ② 収支内訳書(事業所得、不動産所得などがある方)
- ③ 各種控除証明書や医療費の領収書(国民健康保険税、国民年金保険料、農業者年金保険料、介護保険料、生命保険料、地震保険料、支払った医療費の補てん金額など)

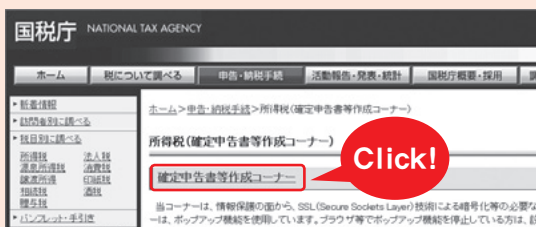
注意事項

- ① 事業所得、不動産所得の収支内訳書を作成される方で、震災で被害を受けた事業用の資産がある場合には、**税務署へ申告してください。**
- ② 今回初めて住宅借入金等特別控除を受ける方、過年度の申告をする方、給与所得者の特定支出の控除の特例を受ける方、事業所得などの申告で初めて収支内訳書を作成される方、土地や家屋、株式、ゴルフ会員権などの譲渡所得、青色申告、贈与税、消費税などの申告は、市の会場では受け付けできませんので**税務署に申告してください。**(注)
- ③ 申告書はお預かりしませんが、申告書は大変混み合います。前もって次のことをお願いいたします。
 - ・事業所得、不動産所得などの申告をする方は、帳簿、領収書などを整理し、収支内訳書を必ず作成して持参してください。
 - ・医療費控除を受ける方は、あらかじめ治療を受けた人、病院・薬局ごとに領収書を整理(日付が平成27年中であることを必ず確認し、合計金額を算出して持参してください)。(介護老人施設などの費用は、領収書に医療費控除対象額が明記されていることを確認してください。明記されていない場合は施設などへ事前確認し、医療費控除対象額を明確にしておいてください)
- ④ 確定申告書を提出した方は、市県民税申告書を提出する必要はありません。
- ⑤ 申告期間の初めと最後の1週間は、会場が大変混み合います。お待ちいただく時間が長くなる場合がございますのでご了承ください。

◆ 確定申告書は自宅で作成できます！

確定申告期間中(2月16日～3月15日)は、確定申告会場が大変混雑し、長時間お待ちいただくこととなります。国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」を利用すれば、ご自宅で確定申告書等が作成できます。詳しくは、国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)をご覧ください。

- ① 「確定申告書等作成 コーナー」を選択、
- ② データを入力、③ 書面で出力、郵送提出！



問 竜ヶ崎税務署 ☎02
97・66・1303
(自動音声案内)